

第4回

厚生小委員会会議録

平成15年11月25日(火)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第 4 回 厚生小委員会

日 時 平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日 (火) 午後 2 時 0 0 分

会 場 尾西市役所 2 階 大会議室

出席委員 (8 名)

委員長	浅田 清喜	尾西市議会議員	副委員長	吉田 勇吉	一宮市議会議員
委員	日比野友治	木曾川町議会議員	委員	栃倉 勲	一宮市学識経験者
"	青木 隆子	尾西市学識経験者	"	橋本 照夫	尾西市学識経験者
"	不破 孝彦	木曾川町学識経験者	"	松村真早美	木曾川町学識経験者

欠席委員 (1 名)

委員 友定 良枝 一宮市学識経験者

議事日程

- 1 . 開会
- 2 . 議題

(1) 協議事項

協議厚生第 4 号 保健衛生事業について
協議厚生第 6 号 健康づくり事業について
協議厚生第 9 号 児童福祉事業について
協議厚生第 1 0 号 保育事業について

(2) 提案事項

協議厚生第 8 号 高齢者福祉事業 (その 2) の追加について
協議厚生第 1 1 号 国民健康保険事業の取扱いについて
協議厚生第 1 2 号 障害者福祉事業について
協議厚生第 1 3 号 その他の福祉事業について
協議厚生第 1 4 号 病院事業について
協議厚生第 1 5 号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議厚生第16号 補助金、交付金等の取扱いについて

3. その他

- ・厚生小委員会の日程について

4. 閉会

森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第 4 回一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会 厚生小委員会」を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、数点確認をさせていただきたいと存じます。

本日の会議に当たりまして、3号委員の友定さんから欠席のご連絡をいただいているところでございます。従いまして、本日の出席状況は、委員総数9名のうちご出席が8名となっており、小委員会規程第6条第2項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、浅田委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

ご苦労さまでございます。足元の悪い中を遠くまでお出かけをいただきまして大変恐縮に存じております。厚生委員会に付議をされてまいります幾つかの問題も盛りだくさんになってこようかと思っておりますが、委員の皆様方の活発なご意見をいただきまして、スムーズに議事が進んでいきますようお願いをさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の議題に入ります前に、先回の協議の中で数点宿題となっております事項があったかと思っておりますが、事務局の方から回答と説明をお願いいたします。

はい、事務局、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。委員さんのお手元の方に事前に配付させていただいております「保育所年齢，階層別集計表」というのをお願いできますか。階層別の人数が今現状どうであるかといったご質問をいただきましたので、用意をさせていただきました。1ページが一宮市、2ページが尾西市、3ページが木曽川町の現在の年齢、階層別の人数でございます。一宮市がトータルで6,277名、尾西市においては1,455名、木曽川町が883名となっております。

それから、もう一点でございますけれども、1人当たりにかかる費用の分担でございますけれども、これを4ページ、5ページ、6ページに記載させていただきました。4ページが一宮市の分でございます。例えば、一宮市の例をとらせていただきますと、平均といたしまして4万2,661円、お一人の方にかかっているわけでありまして、保護者が負担いただくのは1万5,904円、あと国が2分の1で8,564円、県と市が4分の1ずつで4,282円、次の市負担分というのが、前回ご説明させていただいたように、国の基準でいくとかなり高い保育料になってしまいますので、こちらの方、市の方から負担させていただいて、保育料、保護者の負担を下げているといったことを表しているものでございます。4ページが一宮市、5ページが尾西市、6ページが木曽川町ということでございます。

先ほど申しましたその保護者負担、木曽川町で見てくださいと、保護者負担分、一番左の数字と町負担分1万3,223円を見てくださいと、木曽川町が随分行政の方から

ご負担いただいて、保育料が低く抑えられているといった実態がおわかりいただけるかと思ひます。

私からは以上でございます。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

一宮市の子育て支援課長の浅野でございます。

前回の厚生小委員会におきまして、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の保育料の減免の方法ということで、ご質問があったかと思ひますけども、私、3人目の児童の保育料を減免し、無料となっておりますと、お答えしたわけでございますけども、若干説明不足がございましたので、改めてご説明させていただきます。

一宮市の場合ですと、保育料の階層がございまして、保育料の低いB1からD5の階層の保育料につきましては、年齢の低い方の児童の保育料を減免いたしております。いわゆるこれは一番年上の児童の保育料が全額負担、次の児童が2分の1負担、それから一番年下になりますと10分の1の負担の保育料が決定するわけでございます。しかし、保育料が高くなりますと、いわゆるD6からD12の一宮市の階層の保育料の場合ですと、こちらにつきましては、年齢の高い方の児童の方へ減免をいたしております。いわゆる一番年下の児童の保育料が全額負担、次の年齢の高い児童が2分の1負担、それから一番年上の児童が10分の1の保育料の負担となって、保育料が決定いたしております。

この方法につきましては、国の示しております保育所入所負担金の徴収に基づくものでございます。これによりまして、保育所へ児童が2人以上、例えば3人保育所へ入所している場合でございますけど、この場合、減免申請をすることによりまして、保育料の負担割合が2分の1の児童と10分の1の児童、こちらにつきましては保育料を納めていただきまして、全額負担の保育料の児童が減免申請によることによって無料となります。いわゆる3人入所の場合ですと、全額負担の保育料の方が減免申請によることで無料となるということでございますので、よろしく願ひいたします。

以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局より、先回の協議事項について追加の説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、何かわかったようでわからないような気がしますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

日比野 友治委員

ちょっとよくわからなかったもので、説明してほしいのですが、例えば年子で3歳児、4歳児、5歳児と入った場合、今の説明ですと、3歳児の方が全額負担という判断でよろしいですか。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

この階層によりますけど、一宮市の保育料の階層の、いわゆるB1からD5の保育料の階層に入った場合ですと、一番年上の5歳児の方が全額負担、次の4歳児の方が入ってみえれば、その4歳児の保育料の2分の1が保育料の決定金額、それから、3歳児の方が入ってみえれば、保育料の10分の1が保育料の決定金額と、こういうふうになるわけでございます。

ただし、階層がいわゆる所得の多い方、D6からD12の階層に入った場合でございますけど、こちらの場合ですと、5歳児の方の保育料は10分の1となります。それから4歳児の方が、保育料の2分の1、それから、3歳児の方が保育料の全額、こういうふうには保育料が決定いたします。D5とD6の間でいわゆるチェンジするわけでございますけど、所得の多い方につきましては年齢の低い方が全額負担というような形になります。

それで、一宮市の場合ですと3人以上保育所に入所している場合でございますけど、減免申請によりまして、2分の1の負担の方と10分の1の負担の方はそのまま保育料を納めていただきまして、全額負担の方が無料となります。だから、階層によって、いわゆる3人目の一番下の方の保育料が無料ではなしに、全額負担の方の保育料が減免申請により、無料になるということでございます。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

日比野 友治委員

なかなか難しい説明されましたけど、それはそれとして、これから協議していくことで、またその協議の中で説明の方をお願いしたいと思います。

浅田 清喜委員長

これは次の協議の中で、ただいまの説明を受けてご協議をまたお願いいただく場がございますので、そういうことでひとつかみしめてお願いをいたします。

それでは、本日の議題の協議事項第4号、協定項目23-9、保健衛生事業につきましてを議題とさせていただきます。

資料の1ページをお開きいただき、保健衛生事業については、先般10月20日の第2回小委員会におきまして提案をされ、ご協議をいただき、各市町にお持ち帰りをいただいておりますので、検討されました結果を、ご意見、ご質問等をお願いさせていただきます。

幾つか疑問点がございましたけど、どうぞ、ご質問ありましたらお願いします。

松村 真早美委員

すみません、1番の保健センターのところなのですが、調整方針で、およそ3等分して事業を行うこととするとありますが、大事なことが抜けているような気がするのですが、事業内容が2市1町で違っているはずなのですね。それで、一宮市さんと尾西市さんは業務担当制、木曾川町だけが地区担当制でやってみえると思うのですが、その辺の調整方針が書かれていないので、どういうふうになっているかをまず質問したいと思います。それ

で、大事なものは、やはり住民の方にとってどちらがいいのかということなので、事務局の方のご意見をお聞かせください。

浅田 清喜委員長

どうですか、事務局の方、ただいまのご質問につきまして説明をお願いいたします。このページ数をきちっと言って答弁をしてください。

岩田 光廣健康分科会長

どうも木曾川町の保健長寿課の岩田でございます。

今のご指摘のことでございます。保健センターの管理運営の中の個票で保健師の業務内容について触れられていないというご指摘だと思いますけども、これについては協議事項としてすり合わせはしておりません。実際そこに書いてございますように、保健センターの機能として、新市の守備範囲はそれぞれ合併進行時を3等分してどうかということで、この一部のみ協議をいたしました。

浅田 清喜委員長

どうですか。はい、どうぞ。

松村 真早美委員

3等分してということだけでは、実際何をしてくださるのか、どういう業務をしてくださるのかということが住民にとっては全くわかりませんし、その内容の方が一番大事なことであろうかと思うのですが、それはこの場では協議されないことなのでしょうか。

浅田 清喜委員長

どうですか。どうぞ。

岩田 光廣健康分科会長

各保健センターにおきまして、どういった業務を行うかというご指摘だと思いますけども、これについては、実際に一宮市さん、尾西市さん、当町におきましても、それぞれ業務内容について微妙に違っておりますので、その点については、当然行政的な機構の話にもなってまいりますものですから、それについてはあえて協議はしておりません。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

不破 孝彦委員

調整方針の案について、今関連性があるかと思えますけれども、保健センターの管理運営について確認なのですけれども、各保健センターの業務、エリア、対象地域を3等分して、今おっしゃったようなことなのですけれども、事業を実施するとありますけれども、その運営に直接当たられる2市1町の職員数とか、それから保健師さんの数、栄養士さん、看護師さんの数をトータルしますと、大体60名ぐらいなのですよね。そこで、保健センターの市の職員が大体7名ぐらいで、保健師さんが11名、3等分ということになれば、そういうことで全く3等分してやるということになるかと思えますが、その点、私はそのように理解しておるわけなのですけれども、どうでしょうか。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

今、2市1町の保健センターの組織のお話、あるいは職員の数のお話をいただきました。これに関しましては、この保健センターもそうありますが、全体、組織あるいはその組織に当たる職員数というのは、総合的には考慮してまいりたいというふうに私ども今考えております。その組織については、総務文教小委員会の中で組織機構というジャンルがございまして、その中でトータルして考えていくといったこととさせていただきます。

しかしながら、今現状のこの保健センターを3等分して事業を行うということで、合併によりこの保健センターの業務が低下し、地域の住民の方に不便をおかけすることはあってはならないことだというふうに考えております。現段階で明確に何人とか、どこのエリアということは申し上げられませんが、総合的に勘案して、住民の方にご不便をかけるないように考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

不破 孝彦委員

そういうことでいきますと、例えば一宮市の場合ですと、保健師さんが、大体1人1万3,000人ぐらいの担当をしてみえると。そして、尾西市さんが7,500人、木曾川町が4,500人、担当してみえるということなのですから、これで仕事の内容は、4,500人と1万3,000ですか、ということになってくると、手薄になっていくと思うのですね、一宮市の保健業務が。ですから、そういう点で、やはり木曾川町の保健師さんとか職員の数も、それを3等分ということであれば、やっぱり事業が悪くならないようなふうにするべきではないかなと思っておりますが、どうでしょうか。

浅田 清喜委員長

どうですか。はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

この調整方針案に書かれていますように、新しい市のエリアを3等分して業務を執行してまいりたいというふうに考えております。ですから、木曾川町においても、近隣の、例えば一宮市の今伊勢、あるいは奥町とかいったところを、その木曾川町の保健センターの業務の担当とするといったようなことを、これは今後2市1町で細部は決めてまいりますが、そういった面積割合等も考えながら、保健師1人当たりの対住民の数が、それほど大きな差が出ないように、これは調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

不破 孝彦委員

松村さんが言ってみえたように、やはり住民にとって、保健事業、それから介護事業、それから健康づくりもそうなのですけれども、この住民にとって本当に優しい福祉がなされるべきではないかと思っておりますので、そういう調整をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

浅田 清喜委員長

ほかにはございますか。はい、どうぞ。

松村 真早美委員

木曾川町にとっては、保健と福祉と一緒にしているということで、とても住民には大変メリットがありまして、例えば介護保険にしても、保健センターに行けばすべて手続が終わってしまうということがあるのですね。業務担当制になりますと、やはりこのことはこちらとか、あちらとかいうふうに変わってくるかと思しますので、そのことは木曾川町の住民にとってはすごい関心が高いことでもありますので、その辺を十分考慮していただいて、調整をしていただきたいと思います。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

一宮市におきましても、平成14年4月から機構改革を行いまして、市民部と福祉部が合体いたしました。現在、市民福祉部と称しておりますが、今おっしゃったように、保健と福祉の連携というのは非常に重要な問題というふうに考えておりまして、一宮市もそのような体制をとったわけでありまして、今、委員さんのおっしゃったこと、重々踏まえまして、今後調整を図ってまいりたいと考えております。

浅田 清喜委員長

ただいまのご意見を踏まえて、今後調整をしていただくということでございますから、これでよろしいでしょうか。

ほかにご意見等もございませんので、協議事項4号の調整方針につきましては、原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

ご異議ございませんので、よろしく願いをいたしまして、第4号は原案のとおり了承することにさせていただきます。

続きまして、協議事項第6号の協定項目23-16、健康づくり事業につきまして議題とさせていただきます。

資料の2ページをお開きいただき、ご意見、ご質問等をお願いいたします。

はい、どうぞ。

不破 孝彦委員

前回、健康づくり都市宣言というものをしてはどうかというような提案をさせていただいたわけですが、これ皆さん方にお諮りしたいのですけども、委員さんにもご同意願えたら、これ文書化していただきたいなと思うのですけども、どうでしょうか。

浅田 清喜委員長

これは健康づくりはいけないと言う人は一人もおりません。ご意見をお出しいただいて、文書化をするということについても、今、委員さんの提案がございましたが、事務局はどうお考えでございますか。

どうぞ。

伊神 正文事務局課長

この厚生小委員会におきましては、福祉、それから保健のたぐいの事業、個々の事業を、2市1町、調整案をお示しして、これについていろいろご意見いただいて、最終的にご決定いただきたい趣旨で進めております。それで今、健康づくり宣言をという話でございますが、この調整項目の中に、その健康づくり宣言という項目は、4番のところ、木曾川町で、健康づくりの町宣言とされております。これについては、調整方針で、健康日本21市町村計画を策定という、この趣旨を生かして調整をさせていただいております。

それで、今後の新市において、健康づくりについてのご意見については、厚生小委員会の中で、新市の健康づくりをこれからどうするのかといった議論は、大変申し訳ないのですが、ここでしていただくようなことになっておりません。といいますのは、この一宮市・尾西市・木曾川町の合併協議会の仕組みといたしまして、5つの小委員会に区分して議論をいただいております。この厚生小委員会を初め、総務文教、経済環境、建設小委員会、それと、もう一つが新市の建設計画作成等小委員会というのがございます。

将来的なビジョンとか、今後のまちづくりの方針とかいったことについては、この新市の建設計画作成等小委員会の中で議論をいただくテリトリーと考えておまして、ここであった意見を、全部ここで「いや、だめですよ」ということではなく、委員さんの意見は今後の建設計画作成等小委員会の中で、厚生小委員会でこういう意見があったということは、また委員長さんの報告からさせていただいて、建設計画の中でその意見を反映するといったことで、私どもは考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

今、事務局が言われましたように、確かに、健康づくりをだめだというところはどこもないと思いますが、当然、新市になり、いろいろなところで、新しいまちづくりを考えていくときに、当然そういうものというのは盛り込まれて、これは小委員会ということではなくて、全体的に今の安全、元気、協働でしたか、協働の精神の中からずっと出ていくとすれば、そこにうたわれてくることの方が当然正しいことだろうと思います。

これは皆さんの意見が健康づくりをしなくてもいいと、宣言をしなくてもいいということではなくて、やはりそういう方向づけを合併協議の中でしていただくということで、今事務局が言われましたように、小委員会でこういう意見が出ていましたよということにつきましては、一つ網羅をしてもらえたら、そう難しい話ではなかろうと思いますので、よろしくひとつお願いをさせていただきたいと思います。

それでは、議論もないようでございますので、第6号の調整方針につきましては、原案どおり承認してもご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

では、そのようにさせていただきます。

続きまして、協議事項第9号、協定項目23-12、児童福祉事業につきまして、資料の3ページをお開きいただき、ご意見等をいただきたいと存じます。よろしくお願いをいたし

ます。

どうでしょう、これは単独の遺児手当につきましては、合併時に尾西市の制度に統一をするということと、子ども会のこの前の協議会等につきましては、上の方は統一をしますけれども、分科会なんかの取り組みについては、やはり個々のいいところをとってやってもらえばいいというご意見の調整方針だったと思いますが、このご意見がありましたら。

はい、どうぞ。

松村 真早美委員

3ページの5番の放課後児童健全育成のことなのですが、一宮市さんのところの施設のところ、(1)の16児童館の後ろに、社会福祉事業団に委託というふうにあります、この委託をされることによって専属の方が見えると思うのですが、これが質の低下にならないかどうか、そこも少し疑問なのですが、いかがでしょうか。

浅田 清喜委員長

事務局わかりますか。はい、どうぞ。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

一宮市の方でございますけれども、事業団へ委託ということでございますけど、正規の職員も事業団の方へ出向いたしております。それと、児童館の構成につきましては、常勤の嘱託職員の採用ということで運営させていただいておりますので、正規の職員も事業団の方には参っておりますので、よろしく願いいたします。

浅田 清喜委員長

どうですか。どうぞ。

日比野 友治委員

木曾川町の場合は、1小学校で1児童館という体制をとっておりますけれど、例えば、一宮市、尾西市の場合はそういう体制を、低学年を対象にしてみえますので、そういう体制をとってみえるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

一宮市の場合ですと、市内に32の小学校がございます。それで、一宮の場合、今いわゆる連区と言いますが、16の連区がございます、1連区に1カ所の児童館で16の児童館がございます、そちらの方で放課後の学童保育を実施しております。ただし、1連区内に複数の小学校があるところがございます。そちらのところにつきましては、児童クラブといたしまして、いわゆる地元の公民館等をお借りしまして、放課後の児童保育専用の学童保育をやっておる施設を、地元の公民館等をお借りして現在実施しております。

1小学校下に1カ所は必要ということで、現在一宮の場合、32のうち16の児童館と14カ所の児童クラブで小学校区に対して実施しております、あとの2つの小学校下に学童保育の場所がないということで、その2カ所につきましても、早急に児童クラブを立ち上げたいということで、現在作業の方を進めている状況でございます。

浅田 清喜委員長

尾西市の方はどうですか。

はい、どうぞ。

横山 大作福祉分科副会長

尾西市ですけれど、7小学校区ありまして、そのうち5校区が既に児童館があり、来年度1児童館の建設を予定しております。残り1校区です。

児童館の方で学童保育、児童クラブをしておりますが、最後に残った1つについては、来年度1月にアンケートをとりまして、その結果によって児童館を建てるかどうかということ協議していきたいと思っております。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

日比野 友治委員

今お聞きしますと、大体1校下では1つというような体制をとってみえるようですが、できるだけ低学年の場合は、最近連れ去りなんかも非常に発生しておりますので、なるべく近いところで放課後保護するという形を、今後新市になった場合に体制を整えていただきたいと希望いたしまして、終わります。

浅田 清喜委員長

ただいまのご意見は、新市になったときに、そういうものをきちっとお考えをいただくということでございます。

ほかにご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

不破 孝彦委員

最近の子供を見ておりますと、野外で遊ぶということがほとんど見られないわけですよ。じゃあ、何で上級生と下級生とのつながりをよくするかということになってくると、私は子ども会の活動を通じて、それを活発化することで、上級生、下級生そのものに、同じその目的に向かって活動をする。その中に連帯感みたいなものも生まれてくるのではないかなと思うわけなのですよね。

そういう観点に立って考えた場合に、この補助金なんかですね、少子化になるからといって減額していくということではなくして、むしろ少子化になればなるほど増額をするような形でいていただきたいなど、それが子供たちにとって本当に、育成事業の目的が書いてありますけど、この目的を達成することができるのではないかと思いますので、その点、いかがでしょうか。

浅田 清喜委員長

どうですか、大局的に考えていただきまして、事務局、どうですか。少子化になったから切り捨てるなんていうことはないはずですから、どうぞ。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

ごもっともなご意見だと思います。一宮市の場合ですけど、補助金といたしまして、一

宮市内544団体がございまして、最低人数7人以下の団体につきましても、一応補助金、規約は3,800円ですけど、補助金の方は出させていただきます。少子化ということできるだけ、団体数が少なくなっていることは懸念されますので、そちらの方にもできるだけ目を向けて、子ども会活動を実施してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

浅田 清喜委員長

先ほど申し上げましたように、協議会なんかは統一をしていきますけど、他のことは尾西市は尾西市の伝統がございましょうし、木曽川町は木曽川町の伝統、一宮市は一宮市の伝統がございまして、そういうものは引き続いて当然おやりいただくという考えのもとにご意見を示させていただきますともようございますよという意味ですか。

では、ほかにご意見もないようでありますので、協議事項第9号の調整方針につきましては、原案のとおり了承してもご異議ございませんか。

はい、どうぞ。

青木 隆子委員

すみません、一つだけお伺いしたいのですけれども、今のところ、2番の遺児入学卒業祝い金ですけども、遺児1人につき、一番下のところで1万円、このお金が出る時期というのはいつなのでしょう。ともすると入学した後の4月以降に出るということが、あったりすると、すごく不便なのですよね。

浅田 清喜委員長

このことは、一宮市の事業に合わせるということですが、いつごろ。

青木 隆子委員

時期はいつごろですか。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

確かな記憶がございませんけど、入学の場合は、入学式が全部終わってからでございます。4月末か5月初めだと思います。卒業の場合も3月末か4月の初めぐらいだと思います。卒業式、入学式が終わった後に補助金は出させていただきます。

浅田 清喜委員長

入学式はわかりますけど、卒業式が終わってからというのと、ちょっと。入学式をしたら学校に入りますからいただいても、卒業してから渡すというのは、何となく不合理のような気がいたしますけど、いかがですか。卒業するからおめでとうと言って渡すものなら、祝い金と言いますが、どうぞ。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

多分、どう言いますか、最終の実績というか、確認をした以後で、事後確認をして支払うような格好になるものですから、どうしても終わった後、速やかに支払うというような形になっております。

浅田 清喜委員長

せっかく、いい制度で一宮市に合わせるということですから、義務教育はよほどのことではないと卒業しないということはないようでございますので、できましたら、これは大きなことではございませんので、事務局裁量でひとつようございますか。

青木さん、そういう意見ですが。

青木 隆子委員

入学の準備をしようと思うと、やはりその前に、中学に入るときなんかは、かなり、制服、かばんから10万近いお金がかかりますよね、いろいろなものを揃えると。だから、1万円でも入学前に出たらありがたいのではないかなと思います。

浅田 清喜委員長

お祝いは喜んでもらえるように出すことを考えていただいて。

協議事項第9号の調整方針につきましては、原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議事項第9号は原案のとおり了承されました。

続きまして、協議事項第10号の協定項目23 - 13、保育事業につきまして、4ページ、資料4をお開きいただき、ご意見等を賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

松村 真早美委員

2ページの4番、障害児保育のところなのですが、お尋ねをしたいことなのですが、一宮市さんは、公立の保育園の方で児童相談所の方から職員さんの方が来てみえるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

浅田 清喜委員長

質問がわからなかったようです。もう一回だけ、すみません。

松村 真早美委員

一宮市さんの公立保育園の中に入ってみえるその障害児さんに対して、児童相談所の方から職員さんが出向いてこられて、実際子供たちを見ていただいているのかどうか、そういうことを知りたいです。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

障害児保育のご質問でございますけど、一宮市の場合、障害児保育の指定園、いわゆるこの保育園が障害児さんを入れますという指定園の方針をとっております。そちらの指定園に入るかどうかの障害児保育審査会というのを実施いたしまして、そちらの方の保育が可能かどうかの審査をしております。その審査会の審査委員のメンバーに、当然、児

童相談所の職員の方もメンバーに入っていていただいておりまして、そちらの方のご意見もお伺いして、障害児保育審査会を実施いたしまして、指定園に保育可能かどうかの判断をいたしております。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

日比野 友治委員

保育料のことで若干お尋ねしたいと思います。ご存じのように、木曾川町は非常に現在のところ安い保育料で保育しておりますけど、これも一応協議の中では、3年間で調整するとなっておりますけど、この調整の数字ですね、これ、どのような形で調整されるのか。当然痛みを伴う話ですし、今後保育料ばかりではなく、いろいろな面で発生する問題ですので、どういう形で3年かけて調整されるか、その方針をお示し願いたいと思います。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

前回、保育料のご提案を差上げましたときに、今、委員さんおっしゃったように、木曾川町がかなり2市1町の中で安い、それから尾西市が高い、一宮市が平均にあるといったことをもちまして、あるいは低所得者層に手厚い体制になっている、この2点をもちまして、一宮市の保育料を2市1町の合併後の保育料として採用するというのを申し上げました。それで、調整するに当たって、尾西市においては、合併後速やかに一宮市の保育料に合わせると。それで、木曾川町においては、やはり一遍に一宮市に合わせると、かなり保護者の方にご負担をいただくといったことで、3年間をかけてこれを合わせさせていただこうということでご説明をいたしました。

それで、この3年間をかけてでございますが、前回もご説明いたしましたように、階層を一宮市が19、木曾川町が14、この階層の数も違っておりますので、これを、説明は前回いたしましたので省略させていただきますが、一宮市の19階層に合わせ、その差額が出ます。その差額の2分の1を申し訳ありませんが保護者の方にご負担いただき、2分の1を行政が負担し、そういったことで、17年度については、その差額の2分の1をアップさせていただいた額で17年度、あと18年度、19年度については徐々に上げさせていただいて、20年度に2市1町の保育料が一緒になるといったようなことで考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

日比野 友治委員

いや、先ほど私が発言いたしましたのは、これ今2分の1というやつを、なるべく緩やかという形で調整をしていただきたいと。といいますのは、やっぱり2分の1ですとかなり負担がかかりますので、できれば3年間均等というような形をとっていただければ、非常に保護者の方も緩やかな痛みで済むのではないかなという考え方から、そういうような

発言をさせてもらった次第です。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

伊神 正文事務局課長

今の委員さんの発言、確かに木曽川町の住民の方、小さなお子さまを持ってみえるご家庭に対して、かなりご負担をかけるということにはなるかと思えます。そうですね、ほかの委員さんの方も、今の調整方針の変更についてご意見があればおっしゃっていただいて、多数の委員さんが、やはり木曽川町の住民に配慮すればこうであろうといった意見がたくさん出れば、事務局の方で再度、原課、保育の方の担当の者と再度調整させていただいて、再提示申し上げることはやぶさかではございません。

浅田 清喜委員長

今事務局が言われたのは、2分の1ずつ段階的にと言われましたし、日比野さんは均等割にと言われました。これ、どういう表現をすればいいのか。保育料というのは、市長なり町長の政治判断、裁量権が入っているものですから、同じ隣のまちにいても、同じ保育に係る保育料に差があるわけですよ。

この前申し上げましたように、尾西市もさまざまなことがあって、尾西市独自のことをやりましたら、結果的に国の徴収基準が一番正しかった。それでも100%はいただけていないのですよね。70何%でしたかね、この前出ていましたのは。木曽川町は非常に、松村さんがこの前、帰り際に言われましたように、このことがお母さんたちの一番の悩みだと言われましたけど、いいところは日比野さんの方のそのご意見、尾西市は一宮市に合わせてもらえばまだいいかなと思います。

はい、どうぞ。

日比野 友治委員

いや、私はこれ一宮市の制度に合わせるというのはやぶさかではないのですが、余りにも急激な、一年目でね、合併した早々に、いきなりあれも上げる、これも上げるという状況になりますと、非常に不評を買いますので、ゆっくりと3年かけて一宮市の制度に合わせるという方法を何とかとっていただけないだろうか。多少、財政的な負担はかかりますけど、たかだか1年目の2分の1が3分の1になるだけのことですので、何とかその辺の調整でお願いできないかなという考え方ですので、よろしく願いいたします。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ、青木さん。

青木 隆子委員

すみません、子供さんをこれから保育園に入れようかというお母さんから一度相談を受けたことがあるのですが、保育園と幼稚園とどちらに入れたらいいだろうかというお話だったので、だから、家の近くにある幼稚園がその子に合った幼稚園なら、そこがいいだろうし、保育園がいいと思えば保育園ですし、とにかく見に行っていて判断していただくのが一番いいとはお話ししたのですが、そうすると、保育料は幾らだから、

幼稚園は幾らだから、幼稚園はお給料に応じて後で戻ってくると言って、自分の子供さんが、どういうところが一番自分の子にとっていいだろうかという判断より、お金で考えられるお母さんがいらっしゃるのです。

まず、今まで出ていかなかった家庭の中での出費で、本来子供にとってどちらがいいかと判断していただくのが一番いいのに、お金で判断しなければいけないのもどうかと思います。そういうことを考えますと、やはり木曽川町がおっしゃる、上がるということだけがどうしても表面に出てしまいますので、木曽川町の子供たちも元気よく保育園、幼稚園に通えるように、急ではなく、段階的もいいのではないかなと思います。

浅田 清喜委員長

これについて、事務局どうですか。今、日比野さんが言われました2分の1を段階的にしていくということは、そんなに難しい話ですか、これはそれだけ手厚くしてありますから、極端に上がるということに抵抗感があると思うのです。どうですか。

どうぞ。

伊神 正文事務局課長

先ほど来、日比野委員さんからのご発言は、これも前回ご説明いたしましたので、復唱になりますけども、先ほどの木曽川町の14階層を一宮市の19階層に合わせ、それぞれ、所得の区分に応じて階層ができておるわけではありますが、それを合わせると、例えば一宮市が1万6,000円、それで調整した結果、木曽川町が1万1,000円と出た場合に、私どもが提案申し上げたのは、1万6,000円と1万1,000円の差額5,000円、これを2で割って、2,500円を1万1,000円に足して、1万3,500円からスタートするといったことをございました。

これが急激なアップになるから保護者の方にとっては負担だろうという意見を日比野委員さんがおっしゃいまして、今、青木委員さんからも同調する意見が出されましたので、一度これは、委員さんのご意見を踏まえて、十分2市1町で再度検討を申し上げて出させていただくとは思いますが、ただ、一つだけご理解賜りたいのは、確かに木曽川町さん、手厚い福祉制度をやっておみえになりまして、住民の方にとってはかなり高福祉サービスが受けられている状況でございます。

しかしながら、いざこの2市1町で合併して、それが、木曽川町の制度がそのまま2市1町に広げられれば、住民の皆さんにとっては、それは望ましいことではありますけれども、やはり財政的な負担を考えますと、持続可能なサービスがどの程度でできるのかといった考え方も大変重要でありますので、その辺のところはご理解を賜りたいと存じます。これで、今日こういったご意見いただいたものですから、次回、12月18日、第5回の厚生小委員会になると思いますけれども、このときに、今の17、18、19、3年間の段階調整といたしますか、これを再度提案させていただきます。

ただ、一宮市が基準となって、尾西市、木曽川町もそれに合わせ、木曽川町は3年間かけて順次上げていくという方針については、皆様方ご了承いただいていると私ども理解いたしております。よって、次回にこの調整方針案を提案させていただいたときに、普通であれば、次の会議になりますから、1月のときにご決定いただくということになります。

これもできれば年明けの住民説明会等で住民の方々にご説明申し上げたいと考えておりますので、大筋はご理解いただいたということで、調整方針のみ再度提案させていただくということで、12月18日、提案させていただいて、その場でご決定をいただくというお約束をいただければ、出させていただきますと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

今、事務局も本当に真剣にお答えをいただいていると思いますので、趣旨について皆さんはいずれはそうなっていくというご理解をいただいていると思いますが、もう一度、調整方針を事務局でたたき台をつくってきますが、これは次回の12月18日に承認をいただくという前提の中で事務局が考えてくるということで、ようございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

ありがとうございました。それでは、協議事項第9号につきましては、12月18日に事務局がもう一度調整方針を考えてまいりますので、その場でご決定をいただきますように延ばさせていただきますことで、ようございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

よろしく願いをいたします。

ここで3時5分まで休憩をさせていただきます。

午後2時55分 休憩

午後3時05分 再開

浅田 清喜委員長

時間になりましたので、休憩前に引き続きまして会議に入ります。

次に提案事項に移ります。

それでは、協議事項第8号の協定項目23-11、高齢者福祉事業(その2)の追加についてを議題とさせていただきます。

事務局から報告を求めます。はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

恐れ入ります。配付させていただいております協議附属資料23-11、高齢者福祉事業(その2)をお願い申し上げます。

これに関しましては、お詫びしなければなりません。前回の高齢者福祉事業のときに一緒に提案申し上げるところが、私ども失念しておりまして1つだけ残ってしまいました。今回提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

養護老人ホーム歳末慰問金支給事業でございます。これについては、一宮市のみやっておる事業でございます。老人ホーム入所者に対して、歳末慰問金を2,000円でございますが、毎年支給しているといったものでございます。調整方針を見てくださいと、合併時に事業を廃止するとさせていただきます。今日ご決定いただきました児童福祉

施設、それから前の1回目ですか、提案させていただきました生活保護、それから、今日また後ほどご提案申し上げる障害者に関しても、施設入所者の歳末慰問金については、この際、すべて廃止をさせていただこうということで統一を図ってまいりたいと考えております。

これは、そのほかの歳末慰問金を廃止するときにご説明いたしましたように、今回の場合は一宮市が措置した人だけが対象になっておりますので、例えば、尾西市、木曽川町から入所されている方、県外から入ってみえる方、この方たちには2,000円が出ないわけでありまして、施設入所者間で不均衡が生じるといったことをございます。この際、この養護老人ホームの歳末慰問金、廃止させていただこうと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局より、高齢者福祉事業（その2）の追加について説明がございました。

ご意見、ご質問等がございましたらお聞かせをいただきたいと思います。尾西市、木曽川町はやっていないものと聞いておりますから、合併時に一宮市さんが廃止をする。

これについてご意見はありますか。

事務局、先回ご提案があったこの高齢者福祉ですが、すべて含めて、次回までにお考えをまとめてもらっていいということになりましょうか。

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

先ほど私が説明いたしましたように、今回、私どもが失念しておりまして、追加という形になったわけですが、この高齢者福祉事業については、その1、その2ということで、前々回からおかけしている内容でございます。今回これを、この養護老人ホーム歳末慰問金支給事業をお持ち帰りいただいて、次回12月18日の第5回で高齢者福祉事業全体のご決定をいただきたいと思います、かように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

今、事務局からございましたように、先回もこれは金メダルをどうするか、慰問をどうするかという、いろいろご意見もありましたことも含めてお持ち帰りをいただいて、次回に調整方針をご決定いただきたいと思いますと思いますが、これはどうでしょうか。次回でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

浅田 清喜委員長

ほかにご意見等もないようでありますので、お持ち帰りをいただき、次回までにお考えをおまとめいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、協議事項第11号、協定項目20、国民健康保険事業の取扱いについてを議題とさせていただきます。

事務局からご説明を求めます。はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

お手元の次第、5ページをお願い申し上げます。

協議厚生第11号、国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目第20号）でございます。調整方針を読ませていただきます。

国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一、調整するものとする。ただし、木曽川町の医療保険分の税率については段階的に引き上げ、3年間で調整するものとする。

恐れ入ります、協議附属資料、国民健康保険事業の取扱いをお願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。順次上からご説明いたします。

賦課方式等につきましては、一宮市の制度を基本に新たに定めるものとする。税率については、木曽川町を段階的に引き上げ、平成20年度に統一する。賦課方式は、資産割を廃止し、3方式とする。ただし、平成17年度に資産割を申し訳ありません、この前に、「2分の1」になっておりますが、「概ね2分の1」というふうに付記をお願いいたしますでしょうか。概ね2分の1にし、平成18年度に廃止するという調整方針にさせていただいております。

賦課方式については、現在2市1町とも所得割、これは前年の所得にかかる保険税でございます。それから、資産割、当該年度の固定資産税額にかかる保険税でございます。それから均等割、1人当たりの保険税を指します。平等割、世帯ごとにかかる保険税になります。この4つで構成されておる基本的な方式はそのまま共通でございます。

税率、税額につきましては異なっております。新市において平等性を確保したいということで、合併時に統一した税率を適用したいという意見もございますけれども、木曽川町の住民の皆様方に急激な負担増になるということで、不均一課税を実施したいと考えております。また、資産割につきましては、高齢化社会により、資産はあっても年金収入のみの世帯が増えてきております。資産割を廃止することにより、高負担感を解消、また、資産活用による収入は所得割に反映され、二重課税を解消するという考えにより廃止させていただきたいと考えております。

次に、3つ目のところに書いてございますが、応能応益割合、軽減割合についてご説明申し上げます。国民健康保険税は、所得や固定資産税額によって決定される応能割と、世帯と人数によって決定される応益割と2つの組み合わせで決定されております。結論から申し上げますと、応益割の割合を、例えば今、一宮市の欄を見ていただきますと、応益割合が44.51%と書いてございますが、これを45から55%の間にしてみたいと考えております。

これはなぜかということになるんですが、国は、応能割合と応益割合の割合をほぼ半分、5割ずつになるようにという指導方針でございます。割合が45から55%にある保険者に限っては、応益割を7割軽減、5割軽減、2割軽減という軽減制度がありまして、これは所得に応じて軽減ができるという制度であります。この制度を国の方が適用してもいいということになっておりまして、この割合を、この45から55の中の割合、この中にお

さまっていないと、これが適用できなくなってしまう。これが一番住民の方には有利となる軽減割合でございますので、これを適用したいということで、最低限のラインとして、この45から55%は守り、50%、50%を目標とするということでございます。

メリットを具体的に申し上げますと、前年中の世帯の総所得が一定額以下の場合、現在その世帯の均等割と平等割を、それぞれ6割、4割軽減しておりますが、新たに2割軽減ができることにより、6割軽減が7割軽減に、4割軽減が5割軽減にと軽減できる割合が拡大するというようになってきております。

それから、独自減免制度につきましては、2市1町の減免制度を勘案し、合併時に一宮市の制度を基本とし、減免制度を統一するものとさせていただきます。

恐れ入ります、一番最後のページでございます。7ページの別紙、独自減免(案)をご覧くださいたいと存じます。

一宮市の減免制度の中に、現在、法定軽減に係る世帯には、均等、平等割の2割を上乗せして減免するという制度がございます。これを新市全域に広げようということですので、尾西市、木曽川町の低所得者の方には税負担の軽減につながるかと考えております。なお、法定軽減割合が7割、5割、2割軽減となった場合は、均等、平等割の1割を上乗せして減免することとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただきまして、課税限度額でございます。これは、一宮市のみが52万円となっておりますが、医療保険分につきましては53万円、介護保険分につきましては7万円に統一させていただきたいということでございます。

賦課期日につきましては現行のとおりとし、納期につきましては、一宮市の制度に合わせさせていただきたいと考えております。

療養給付費一部負担金につきましては、これはわかりやすく言いますと、お医者さんにかかられたときに、窓口で受給者が払われる割合でございますが、これは当然2市1町とも共通でございますので、現行のとおりということでございます。

出産育児一時金につきましても、30万円ということで共通でございます。現行のとおりでございます。

葬祭費につきましては、一宮市、尾西市6万円、木曽川町8万円ということになっております。平成14年度の受給実績は、一宮市1,361件、尾西市290件、木曽川町150件であり、木曽川町の8万円に合わせますと、新市において3,300万ほどの支出増となり、これについては、申し訳ありませんが6万円ということで対応させていただきたいと考えております。

保健事業につきましては、合併時に一宮市の制度を基本とし、新たな制度を統一するものとするということでさせていただきます。

はねていただきまして、3ページでございますが、国保運営協議会につきましては、委員定数を20名とし、任期は2年ということで調整を図らせていただきました。

その後、お手元に、細かい数字が載っておりますが、比較表を配付させていただいておりますので、これについて、担当の課長の方から、また別途ご説明申し上げますので、よ

るしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

棚橋 潔一宮市市民福祉部保険年金課長

失礼します。一宮市の保険年金課の棚橋でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元に、パターンの1から12まで、世帯の構成人数と、それから所得金額を、いろいろ割り振ってシミュレーションしたものでございます。それで、大原則といたしましては、医療費の動向だとか社会経済情勢、あるいは医療保険制度の改正等によりまして、給付費の財源である国民健康保険の税率には影響を及ぼすことも考えられますので、この表といたしましては、15年度の各市町の本算定額を、先ほど説明申し上げました調整方針に従いまして新市の税率を算出し、また、旧木曾川町分につきましては3年間の不均一課税ということで、段階的に変えさせていただき、平成20年度に統一ということを表したものでございます。

それで、パターンのまず1の表でございます。この上側の平成15から平成20まで、これは、いずれの表にもこの分が記載してございます。因みに15年度は、一宮市、尾西市が均等割は2万5,800円で、木曾川町は2万400円、平等割につきましても一宮市、尾西市は2万7,000円で、木曾川町は2万3,400円。また、所得割はそれぞれでございますけども、一宮市6.7%、尾西市7.0%、木曾川町5.5%。それから資産割でございます。これは、一宮市、尾西市が38%、それから木曾川町は35%。そして限度額が一宮市52万の尾西市、木曾川町は53万、この金額を、先ほどご説明申し上げました調整方針に従って新市の税率を算出いたしますと、平成20年度欄をご覧いただきたいと思います。

まず、均等割につきましても2万7,000円、平等割につきましても2万8,000円、そして所得割につきましても8.5%、資産割はゼロになります。それから限度額は53万円ということで、この資産割の部分でございますけども、平成17年度が、一宮市、尾西市15、それから木曾川町17.5、その前の所得割につきましても一宮市、尾西市が7.6、それから木曾川町5.9ということで、一宮市と尾西市につきましても18年度から8.5%というようになっております。そのために、木曾川町さんについては、この部分で段階的に調整させていただいた表でございます。

そして、下の欄になります。このパターン1は、本人と奥さんとの2人家族、所得が33万円以下の世帯の場合、それで、固定資産税額がゼロ円の場合、一宮市では1万5,700円の年税額、これ15年度現行制度でございます。尾西市の方ですと3万1,400円かかりまして、また、木曾川町の方ですと2万5,600円かかります。これを20年度までこの上記の表に基づきましてやっていると、まずこの15年度のすぐ下の欄、平成17年度欄でございます。新市の基本税額1万6,400円、旧木曾川町の方も1万6,400円ということで、資産割のゼロ、あるいは所得の33万円以下につきましても、当初から一致いたします。

そして、右側の黒三角とかいろいろ書いてございますけども、この移行いたしますと、平成17年度に一宮市の被保険者の方の世帯は15年度と比べまして700円の増、あるいは尾

西市の方は1万5,000円の減少、木曽川町の方は9,200円の減少と。以後18年度、19年度、20年度と、こういった推移を表させていただいております。

次に、固定資産税額が8万円の世帯、中段になりますけども、一宮市ですと4万6,100円が賦課額になります。それで、尾西市ですと6万1,800円、木曽川町の方ですと5万3,600円かかりますけども、すぐ下の平成17年度新市調整税率に基づきまして、新市ですと2万8,400円の賦課額、それから、旧木曽川町の方につきましては3万400円ということで、以後18、19、20ということで、その15年度との比較がまた右上の黒三角で金額が表されております。

次に、一番下の表でございます。固定資産税が15万円課税の世帯の場合、15年度税率で、一宮市ですと7万2,700円、尾西市の方ですと8万8,400円、木曽川町の方ですと7万8,100円かかっておりますが、先ほどの新市税率で17年度になりますと、新市、一宮市、尾西市の方は3万8,900円で、旧木曽川町の方は4万2,600円ということで、以下17、18、19、20年度までのこういった調整期間における現行賦課額との差額等を表させていただいております。

次の裏側になりますけど、パターンの2でございます。本人と妻、子供2人との4人家族で33万円以下の所得の場合ですと、先ほど申し上げましたような表の様式になっておりますけども、最終的には、現行、一宮市2万6,000円かかる方も、尾西市5万2,000円かかる方、あるいは木曽川町で4万2,000円かかる方でも、最終的には2万7,200円ということになります。それから、固定資産税が8万円の方ですと、5万6,400円、8万2,400円、7万円といった現行賦課額が、平成20年度には2万7,200円と、木曽川町と同一という形で表させていただいております。また、固定資産税15万円につきましても、資産割がゼロになります関係上、すべての方が2万7,200円ということに変動してまいります。

以下、パターンの3の表ですと、お二人家族で本人さん所得100万円、4のパターンですと、子供さんが2人みえたとして4人家族で同じく所得が100万円ということで、所得ランク150、200、300と、それから600万円まで、2人世帯、4人世帯と、交互に表させていただいておりますのが表の内容でございますので、簡単でございますけども、説明を終わらせていただきます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局より国民健康保険事業の取扱いについてご説明がございました。ご意見、質問等ございましたらよろしくお願いをいたします。なかなか国民健康保険は、私はもう30年議員やっております、全部頭に入らないのが国民健康保険でございます、さまざまな組み合わせがございますから、ひとついろんなパターンをお聞きいただきたいと思います。

一宮市、尾西市、木曽川町の国民健康保険税の滞納総額は市町でご発表いただけませんか。

はい、どうぞ。

棚橋 潔一宮市市民福祉部保険年金課長

一宮市でございます。滞納繰越分として約38億円でございます。

青山 勉 住民・国保・年金分科会長

尾西市でございますけども、14年度決算ということで、約6億5,000万円ございました。

祖父江 正志 木曾川町民生部住民課長

木曾川町ですが、今資料を持っておりません。すみません。ほぼ一宮市の10分の1というふうに考えて処理をしております。滞納繰越分現年医療分ですが、3,250万円というような滞納繰越金額になりますが。

浅田 清喜 委員長

それは過年度分でしょう。総額にするともっとあるのではないですか。10分の1とすると3億8,000万円くらいはあるのではないですか。木曾川町は累積を次回までにお出しください。

今、どうしてお尋ねをしましたかという、私のところみたいに人口5万8,000人でも6億5,000万円滞納でございますよね。これだけ抱えていて、本当にどうしたらいいか。これが合併をいたしましても、制度そのものを変えていかなければ、国民健康保険はどんどん滞納が増えていく状態でございます。本当に生活困窮の方々だけが滞納されておられるかといいますと、そうでもございません。クラウンとかいい車に乗りながら、お医者さんにはだまってかかれる方がみえて、尾西市の方で調べました。6億5,000万円の滞納した人がどのくらい医者にかかってみえるかと、約6億円使っておみえになりますから、12億円くらいかかると、これが国民健康保険なのです。特効薬はどなたがやられてもありません。

ぜひ次回までよくご研究をいただいて、ご質問等もいただき、事務局の調整案につきましては、最大の努力をして出されたものという気を持っております、実は、そのくらい厳しい国民健康保険です。市町の委員さん、市町の担当に聞けば親切に教えてくれますので、ひとつ次回までにご研究をしていただいてもよろしいでしょうか。

なかなかここでぽっと出てくるものではなく、ややこしい、滞納だけでもそれはそれであるということをご承知いただきたいと思えますし、固定資産税割がゼロになってくるとするのは平等のやり方になってくると。ただ、2町歩も3町歩も田んぼを持っておみえになりましても、資産税割は所得が少なければ国民健康保険税はもっと少ないという、そういう矛盾も出てまいります。その他のときにご意見いただいた方が

はい、どうぞ。

山口 善司 幹事長

そのところを説明させていただきたいと思えます。

浅田 清喜 委員長

どうぞ、助役さん。

山口 善司 幹事長

一宮市の助役でございます。今回、国民健康保険税、こういう調整方針になっておりますが、もう少し基本的な考え方を含めまして、ちょっと補足説明をさせていただきたいと

思います。

ご承知のように、国民健康保険税につきましては、かかった医療費に対して、国庫補助金等もあるわけですが、基本的に国民健康保険税、あるいは国民健康保険料、これは団体によって異なるわけですが、これで賄っていくというのが基本的な考え方です。ただし、それだけではできませんので、税金の方から繰出金ということで援助をいたしております。これは、現行よりも多少手厚くしていくわけですが、ただ、ご承知のように、問題は、国民健康保険税は頭打ちがあるわけですね。53万円の限度額があるわけですが。従いまして、一定以上の所得がある方は、そこで頭打ちになってしまうわけですね。

例えば、極端な話、600万、700万円所得がありますと、もう頭打ちになってしまう、1,000万円あっても事は同じですね。そういう中で、全体の中でどういう調整をとっていくかということで、今回、特にこの表を見ていただきますと、端的に言えることは、冒頭、事務局も申しましたが、法定減免率、現在一定所得以下は6割、4割でございます。それで一宮市は、それに独自減免で2割あるいは3割、8割、6割、3割という独自減免をいたしております。それで、今回は、応能応益割合も50対50にすることによって、法定減免率を7割、5割、2割にすると。プラス今までの一宮市と同じように、それに1割を上乗せして、8割、6割、3割という減免率にいたしております。

従いまして、所得の低い方は、例えば資料の1ページ目を見ていただきますと、尾西市、木曽川町は6割減免と書いています、現行。今度は8割減免になるわけですから、尾西市、木曽川町は安くなると。一宮市の場合は減免率は同じでございますので、均等、平等割を引き上げることによってアップになるわけでございます。それ以外、固定資産税割もなしにするという一つの考え方は、先ほど事務局が申したとおりで、年金所得者、あるいは農業者の方、土地はあっても所得がない、あるいは年金だけで生活してみえる方については、非常に高負担になってきているということで、これは廃止しようという一つの考え方がございました。

そういう中で、この表を個々に1個1個見ていただくと多少ばらつきがあるかも知れませんが、基本的に所得が100万円未満の方ですね、この方は大体今よりも安くなると。所得が100万円以上の方で資産がない方、ここでいいますと資産がゼロの方、この方は、3ページ見ていただきますと、一宮市と木曽川町は、資産割をずっと使っていたものですから、資産がないから影響受けないということで、賦課がアップになってくると。ただし、資産がある方はマイナスになるわけですね。こういう片方で減額する以上、どっかでその分を補てんしなければならぬわけでございます。トータルは決まっているわけですから。

そういう中で、概ね所得が300万円以上の方は、その9ページなんかを見ていただきますと、ここが2人世帯で所得300万円と、固定資産税の多い方は多少マイナス三角がついておられるわけですが、それ以外の方は大体プラスになってくるということでございますね。今回、基本的には、低所得者の方については、できる限り国民健康保険税を引

き下げるといっておかしいかもわかりませんが、減免率を高くすることによって引き下げを図る。その分、ある意味でいけば、一定所得以上の方はプラスになってくるという、基本的な考え方はそんなことだと思いますので、ちょっと蛇足かもわかりませんが、補足説明とさせていただきます。

浅田 清喜委員長

今、一宮市の助役さんの方から説明がございましたように、調整方針についても苦慮された調整方針をお出しいただいておりますし、次回までによくご研究をしていただきたいと思いますが、ここで質問があればお出しをいただきたいと。

はい、どうぞ。

橋本 照夫委員

それでは、この課税率については、法的な何か規制はあるのでしょうか。自治体が勝手にという表現はおかしいですけども、この割合を移動させても、それは構わないわけですか。

浅田 清喜委員長

はい、助役さん。

山口 善司幹事長

基本的には、各団体がそれぞれ、今言ったように、今までは4方式といいますのは、均等割、平等割、資産割、所得割と。団体によっては、これが資産割ないところもございます。この方式、あるいは一般的には3方式、あるいは4方式が一般的でございますが、ただ、その率、あるいは金額をどうするかは、その団体独自の判断ということで、どのような形を決めようと、これはその団体の判断と。

そういう中で、先ほど申しましたように、応能応益割をどうするかによって、法定減免率ですね、現行は一宮市、尾西市、木曽川町とも45%未満ですから、一定所得以下の方は均等割、平等割を6割減免していると、あるいは4割減免です。これは、45を超えて55までですと、法定減免率は7割、5割、2割とになってくるのです。そういう部分の決めはありますが、税率そのもの自体は、その市町村の医療費をもとに計算して決定することでございます。

浅田 清喜委員長

例えば市税の持ち出しをして国民健康保険税にしておりますのも、これは尾西市では、市民税の10%とか、決算額の何%と決めています。これは首長の裁量権ですよ。それはそうしないとやっていけない。6億5,000万円の滞納がずっと入ってくれば、そんなことはしなくてもいいわけですよ。所得税と国民健康保険税は控除額が全然違うでしょう。だから、なかなか集まらないというような制度ですので、本来からいけば応能応益50、50、100%の場合は半分、半分にしなさいというのが国の指導なのですが、それをなかなかやれませんか。本来からいけば、国民健康保険に加入してみえる方だけ税金を投入するというのは、勤労者から言わせればおかしいのではないかと、勤労者にもくれればいいのかという意見もあるわけですよ。

だから、この国民健康保険税というのは、今、助役さんが言われましたように、考えれば考えるほど難しくなっていく。だから、調整方針も、そういう意味ではよくご努力をいただいてご苦労されて出されてみえるなど私たちから言わせれば思っていますよね。

どうですか、いろいろお聞きしましても、ぼっと頭に入ってこないような難しいことだと思いますので、お持ち帰りをいただき、次回までにお考えをおまとめいただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

よろしく願いをいたします。

続きまして、協議事項第12号、協定項目23 - 10、障害者福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

次第の6ページをお願い申し上げます。

協議厚生第12号、障害者福祉事業について、協定項目第23 - 10号。調整方針を読ませていただきます。

(1) 障害者手当給付事業については、合併時に現行の尾西市の支給対象者に原爆手帳所持者を加えた制度に統一する。ただし、現行制度受給者に対しては、2年間現在の給付水準を維持する。

(2) 支援費事業の利用者負担額については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。

(3) 補装具自己負担額給付事業と日常生活用具自己負担額給付事業については、合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。

(4) 福祉タクシー事業については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし、初乗り料金以内の助成とする。

(5) 身体障害者配食サービス事業については、合併時に事業を再編する。ひとり暮らしの障害者(障害者のみの世帯等含む)に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。

恐れ入ります。協議附属資料、障害者福祉事業の方をよろしく願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。

項目の1番、遺族援護事業、まず1の合同慰霊祭については、2市1町ともおやりになっておみえになります。木曾川町については春、秋2回でございますが、一宮市、尾西市は年1回実施されているということで、これについては、旧地区において従来どおり実施するとさせていただいております。

次に、補助金でございます。遺族連合会、あるいは遺族会という名称それぞれありますが、補助金が出ております。補助金の額等もばらばらでございますので、新市において3

年以内に調整をさせていただこうということにさせていただいております。

3の委託料については、これは一宮市と尾西市のみでございますが、尾西市については、委託金額として18万円、合同慰霊祭前の慰霊碑の剪定、清掃といったことでお使いいただいておりますが、一宮市については大規模な合同慰霊祭は年1回、市民会館で行うわけでございますが、連区ごとに、小さなその地域ごとの慰霊祭を実施しておみえになるということでございますが、これについては、尾西市の事業に合わせ、慰霊碑の清掃、あるいはその周りの剪定にとどめさせていただこうということで調整がなされております。

次に、2ページでございます。

2の障害者手当給付事業でございます。これは、一定の障害をお持ちの方に対して月額の手当を支給するものでございますが、これも2市1町、若干ですが金額、あるいは支給内容等に乖離がございまして、恐れ入りますけれども、11ページ、12ページをお開きいただけますでしょうか。2市1町の障害者手当の状況と調整方針とさせていただいております。

11ページ、上段の方が、合併後2年を経過した後の調整方針案として、一番右の方に掲げさせていただいております。例えば、身体1、2級の方について、一宮市は若干特別障害者手当をもらって見える方については1,000円ということで違っておりますが、一宮市、尾西市が2,000円のところを木曽川町は7,000円、あるいは身体3級について、一宮市が1,500円、尾西市が2,000円、木曽川町が2,200円と差がございました。調整方針案を一番右の方にさせていただこうということでございますが、急激にこれにいたしますと、今受給しておみえになる方がやはり困窮されるといったこともございまして、12ページでございますが、2年間はそのままいかせていただくということでございます。

しかしながら、2年間は、現行がよければ現行のまま、調整後がよければ調整後の方に合わせさせていただくということでございますが、例えば、一番下の被爆者のところを見ていただきますと、現行が一宮市1,000円、それから尾西市がゼロで、木曽川町1,000円。それで、調整方針は1,500円となっておりますが、12ページの一番下、被爆者を見ていただきますと、調整方針案が1,500円となっておりますので、すべての市町において調整後の方が有利であるということで、2年間においても1,500円とさせていただいております。この表はそうにお読み取りいただきたいと存じます。

戻っていただきまして、2ページでございます。

今の表の一覧のように変えさせていただいたわけでございますが、調整方針案を読ませてもらいますと、先ほど申し上げたとおり、合併時に現行の尾西市の支給対象者に被爆者健康手帳所持者を加えた制度に統一、ただし、現行制度受給者に対しては、2年間現在の給付水準を維持するということでございます。

次に、3番、4番、5番、身体障害者、あるいは知的障害者、障害児の支援費事業についてでございます。

これについては、恐れ入りますが10ページをお願い申し上げます。

ここに支援費制度についてということで、基本的な仕組みということで書かせていただ

いております。なかなか全部読んでいただくのも骨が折れるかと思いますが、要はこの15年4月からできた制度でございまして、今までは措置制度といったことで、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定し、お宅さんはこのサービスを受けなさいというふうに行政が一方的に決定していたということが、15年4月から支援費制度という制度ができて、障害者みずからがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結び、サービスを利用する制度になったとご理解いただきたいと思います。障害者の自己決定を尊重した制度と言って過言ではないかと思っております。

それが、どうなるかといいますと、13ページ、14ページをお開きいただきますでしょうか。

表1でございまして、身体障害者、知的障害者、障害児居宅生活支援費の負担基準額となっております。一番右の木曽川町が、いわゆるこれが国の基準でございまして、木曽川町は国の基準どおりやっておみえになります。今、ホームヘルパーのところを見ておりますけれども、ホームヘルパー30分当たりで木曽川町は国の基準と。それで、尾西市の欄に目を向けていただきますと、木曽川町が100円、200円取っておみえになるところ、C1、C2階層でございまして、これはゼロ円になっております。それで、一宮市にまた転じていただきますと、その下、D1からD4階層までゼロ円となっているということで、一宮市の制度がより有利であろうということがおわかりいただけるかと思っております。

これがデイサービス、ショートステイ、それから14ページの身体障害者、知的障害者施設訓練等支援費等も同様でございまして、戻っていただきまして恐縮ですが、2ページでございまして。その身体障害者の、あるいは知的障害者、障害児の支援事業につきましては、合併時に一宮市の事業に合わせると。より有利な制度の方に調整されたとご理解いただきたいと思います。

5の障害児支援費事業のところ、一番右でございまして、デイサービスについては、すべての階層でゼロ円とするということでございまして、先ほど見ていただいた表の中で、一宮市の一番下の区分のところ、D5からD14階層のところでお金をいただくところもございまして、障害児のデイサービスについてはすべて無料とするといった調整がなされております。

次に、3ページをお願い申し上げます。

6. 母子通園施設でございまして。2市1町ともそれぞれ施設がございまして、心身障害児の集団療育、あるいは日常生活の自立訓練の指導を行う施設がございまして。それで、大きく違うところは、尾西市、木曽川町は、下の方を見ていただきますと、印で、平成15年3月に指定居宅支援事業者指定といった指定を受けております。それで、一宮市はそれを受けてございませぬので、調整方針を見ていただきますと、合併時に尾西市及び木曽川町の事業に合わせるといったことで、一宮市の事業所を支援費制度の指定事業所に移行するといったことにさせていただいております。

これは、移行されるとどうなるかといいますと、金額は定かではございませぬが、一宮市においても国、県から幾ばくかの補助金がありてくるといったことでございまして。なお、

じゃ利用者にとってはどうなのかということでございますが、利用者のところ、一宮市は下から2行目のところ、5. 利用料になっていますが、無料になっております。それで、尾西市は、先ほど説明しました支援費の利用した負担額によるとなっておりますが、尾西市においては、従前からこの障害児のデイサービスは無料となっておりますので、現在も無料でございます。それで、木曽川町は有料でございます。有料でございますが、合併後は、先ほどの支援費制度の調整方針、見ていただいてわかりますように、木曽川町についても合併後は無料となるとお読み取りいただきたいと存じます。

続きまして、4ページでございます。4ページから5ページの9まででございます。

7の知的障害者通所交通費給付事業、8の身体障害者通所交通費給付事業、それから5ページの9の心身障害児もそうでございますが、いわゆる施設等に通所している方、あるいは付き添い者の交通費の補助をさせていただこうというものでございます。木曽川町の方を見ていただきますと、木曽川町は、今の一宮の7、8、9を合算した表記になっておりますので、木曽川町も一宮市と同様の施策でございます。合併時に一宮市及び木曽川町の事業に合わせるといって、この制度を尾西市の方にも広げさせていただこうというものでございます。

はねていただきまして、5ページでございますが、10の身体障害者健康診査事業でございます。これは、身体障害者の方の健康診査を行うといったものでございまして、一宮市のみが行っている事業でございます。調整方針を見ていただきますと、一宮市の事業に合わせるといって広げさせていただこうと。なお、診療機関といたしましても、現在の尾西市民病院、町立木曽川病院もその対象とさせていただこうというものでございます。

次に、11、12でございます。知的障害者の施設歳末慰問、あるいは12は身体障害者施設歳末慰問、先ほど高齢者のところで説明させていただきましたように、入所されている方の一律の年末の2,000円は、この際、廃止をさせていただこうといったことで、この11、12も同様廃止ということで調整をされております。

次に、13の身体障害者補装具自己負担額給付事業でございます。これは、身体障害者に対する補装具、補装具と申しますと、義手とか義足、あるいは補聴器、車いす等々のものでございますが、これを購入されたときに一部を負担させていただこうといったものでございます。これも一宮市、木曽川町がやっております。一宮市、木曽川町の事業に合わせるといって、尾西市にも広げさせていただこうというものでございます。

14の方は、それが身体障害者から身体障害児となったということで、13と同様の事業とご理解を賜りたいと思います。

はねていただきまして、7ページでございます。

15の身体障害者日常生活用具自己負担額給付事業でございます。これも先ほどの事業とよく似ておりまして、今度は日常生活用具の給付でございます。身体障害者に対する日常生活用具とは何ぞやということでございますが、特殊ベッドであったり、電磁調理器といったものでございます。これについても、木曽川町も同様の事業をやっておみえになります。合併時に一宮市及び木曽川町の事業に合わせるとさせていただきます。

16の重度身体障害児日常生活用具自己負担額給付事業、これについても15と同様ということでご理解を賜りたいと存じます。

次に、8ページ、17の福祉タクシー事業でございます。これも、福祉タクシー、あるいはリフトつきタクシー、一宮市、尾西市、木曽川町それぞれおやりになっておみえになります。少々回数とか内容が若干違っております。調整方針を見ていただきますと、合併時に一宮市の事業に合わせるといったことになっております。これはなぜかといいますと、一宮市が身体障害者手帳1級から3級等と対象者が一番幅広いといったことで、一番たくさんの方にご利用いただけるかなということで、一宮市の事業に合わせるというふうにさせていただいております。回数も年30回、福祉タクシー、リフトつきタクシー合わせて重複して30回のご利用をいただくといったものでございます。

次に、18の身体障害者配食サービス事業でございます。これは、高齢者事業のところでもご説明いたしましたように、高齢者事業についても2市1町やっております。調整方針は、ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等含む）となっております。対象は一宮市と同様というふうにご理解を賜りたいと思いますが、原則週7日、1食650円、利用者の負担は1食250円とさせていただいております。これは、高齢者の配食サービスと同様でございます。

次に、19の寝具洗濯乾燥事業でございます。これも高齢者事業のところでもやっておりますが、身体障害者のこの寝具洗濯乾燥も、一宮市の事業に合わせ、2市1町に広げてまいりたいと思います。回数は年4回とさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。あと、先進事例等を載せてございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

少々お待ちください。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

大変失礼いたしました。次第の6ページで、先ほど私が調整方針を読ませていただきまして、(1)の障害者手当給付事業について朗読させていただきましたが、その2行目でございます。「支給対象者に原爆手帳所持者を加えた」というふうに記載があるかと思いますが、これは誤りでございまして、「原爆手帳」のところを「被爆者健康手帳」とお改めいただきたいと存じます。附属資料の方は正しい表現になっておりますので、こちらの方だけ、訂正方よろしくお願ひ申し上げます。失礼いたしました。

浅田 清喜委員長

今の訂正だけ、ひとつお願ひをいたしておきます。

ただいま障害者福祉事業についてご説明をいただきました。ご意見、ご質問がございましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

はい、どうぞ。

松村 真早美委員

3 ページの 6 番の母子通園施設のところです、一宮市さんの現行で事業の運営が委託になっているのですが、これは、尾西市、木曾川町に合わせるということは、一宮市に施設を新しくつくって、市が直営をするということで理解してよろしいでしょうか。

浅田 清喜委員長

どうですか。どうぞ。

河村 正夫一宮市市民福祉部福祉課長

一宮市の福祉課、河村でございます。

今のご質問でございますが、ここの調整方針で書いてございます合併時に尾西市、木曾川町の事業に合わせるということで、この母子通園施設の事業につきましては、先ほども説明しましたとおり、支援費制度の指定事業所に移行するという形のもので、ここに書いてございます現在委託しております、肢体不自由児者父母の会、それから一宮市手をつなぐ親の会というところに委託してございますので、市が直営で、例えば店舗を設けるとか、そういった形ではなくて、現在の中では、ここの 2 つの施設を支援費制度の指定等を受けるような形での子どもが委託して、そこに支援費という形でということで今調整しているというところでございますので、よろしく願いいたします。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

松村 真早美委員

もう一点、一宮市の一番最初の名称なのですが、ちょっと余りにもストレート過ぎるような気がするので、尾西市は「すぎの子教室」とか、木曾川町は「たけのこ園」という名前がついていますので、愛称を考えてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

浅田 清喜委員長

どうですか、はい、どうぞ。

河村 正夫一宮市市民福祉部福祉課長

失礼します。今の名称のお話ですね。実は、ここには正式名称という形で書いてあるのですが、実際は「はとぽっぽ」と「チューリップ教室」という形の名称で行っております。そういった形で、ちょっと一緒に書いてございませませんが、そういった形で理解していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

浅田 清喜委員長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

吉田 勇吉副委員長

資料の 1 ページの項目の 1 遺族援護事業ですけど、今当局の説明と調整方針について明記されておりますけど、私は、一番肝心なことは、戦後今 57 年目ですけど、3 年経つと、ちょうど約 60 年という節目を迎えるわけでありまして、我々の方でも、やっぱり国も市も町もかつて平和を願って、それぞれ犠牲となられた戦死者、また戦災死没者、そういった方々のやっぱり霊を慰めて冥福を祈るということは、私はこれはもう子々孫々に至るま

で、金をかける、かけないとはまた別の問題でありまして、続けていってほしいということで、ぜひ関係者のやっぱり声も聞いてほしいなと、そう考えております。

当事者の方は、例えば、20歳で戦地へ夫を出されて、今本当に80歳近くになられると。その様な方たちも、僕らの連区で追悼事業をやりますと、大勢の方がやっぱりご参門ただいて、本当にみんながやっぱり平和をこれからも守っていかなくてはならんと、そういう気持ちをその都度改めて感じておるわけでありますので、この援護事業については、それぞれの市町がいろんな形でやっておみえになりますので、よほど慎重に関係者の声も考慮しながら調整案をまとめてほしい。意見として申し上げておきます。

以上です。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

河村 正夫一宮市市民福祉部福祉課長

今、吉田副委員長さんおっしゃった形の意向を踏まえまして、今後また地元に戻しまして、この点について調整してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

浅田 清喜委員長

よろしく、そのことをお願いいたします。

ほかに、このことにつきましては、ご意見も出尽くしたような気もいたしますので、お持ち帰りになりまして、次回までにお考えをおまとめいただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

よろしく願いをいたします。

続きまして、協議事項第13号、協定項目23 - 15、その他の福祉事業について議題とさせていただきます。事務局からご説明を求めます。はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

次第の7ページをお願い申し上げます。

協議厚生第13号、その他の福祉事業について、協定項目第23 - 15号でございます。

ここにすみません、また訂正でございます。「提案する。」というところが「障害者福祉事業」となっていると思います。「その他の福祉事業に係る調整方針(案)」ということで訂正の方をよろしく願い申し上げます。

調整方針を読ませていただきます。

(1) 民生委員児童委員については、原則として合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。

(2) 乳幼児医療費助成事業については、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。

(3) 障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、老人保健医療費給付事業については、2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。

(4) 精神障害者医療費助成事業、福祉給付金支給事業については、一宮市の事業に合わせるものとする。

恐れ入ります、私ちょっと読み間違えました。調整方針の(3)障害児医療費助成事業と申し上げましたが、心身障害者医療費助成事業ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

附属資料、その他の福祉事業の方をよろしくお願い申し上げます。

1ページでございます。

民生委員児童委員でございます。これは、調整方針を先に見ていただきますと、合併時に一宮市の事業に合わせるということでございます。一宮市の会議、それから専門部会数、あるいは研修会等々の事業に合わせさせていただこうというものでございます。

次に、2の災害見舞金給付でございます。これは、一宮市と尾西市、2つの市でやっている事業でございます。これも調整方針を見ていただきますと、一宮市の事業に合わせるとさせていただいております。概ね内容は一緒でございますが、一番下の床上浸水を見ていただきますと、一宮市が1万円、尾西市が5,000円、なおかつ尾西市は50世帯以上の場合のみとなっておりますので、これも有利な一宮市の制度に合わせるということによりよろしくお願い申し上げます。

次に、2ページでございますが、3の乳幼児医療費助成事業でございます。これは、小さなお子さんがお医者さんにかかれたときに、自己負担相当額を助成するといったものでございますが、今現状の助成対象者を見ていただきますと、通院、入院それぞれ年齢が違っております。これで調整方針案を見ていただきますと、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一するといった、ちょっと今までにない表現がなされております。

これはどういうことかといいますと、一宮市、それから木曾川町において、15年12月議会におきまして、まだこれは議会の議決を得る前ですから決定ではございませんが、就学前まで通院も入院も、助成しようといったことで提案がなされております。今の段階ではまだ議決を得る前ですから、決定されていませんので、このようなちょっと玉虫色のような表現になっておりますが、これが議決された後は、すべての市町において合併後は就学前まで助成するとご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、3ページをお願い申し上げます。

4の心身障害者医療費助成事業でございます。これは、心身障害者が必要な医療を安心して受けられるように、自己負担相当額を助成するものといったことでございますが、県事業でございます。2市1町内容は同じでございますので、現行のとおりとさせていただいております。

次に、5の精神障害者医療費助成事業でございます。これも通院に関しましては県事業でございます。一緒でございますが、一宮市の欄を見ていただきますと、対象者数のところで入院180人と書いてございますが、一宮市の場合は通院のみならず入院の方も対象としているといったことで、これに関しては、独自制度でやっている一宮市の事業に合わせ

るといったことで調整がなされております。

次に、4ページでございますが、6の母子家庭等医療費助成事業でございます。これも母子、父子家庭が必要な医療を安心して受けられるように自己負担額を助成するといった内容で、これも県事業でございますが、2市1町同じでございますから、現行のとおりとさせていただきます。

次に、5ページをお願い申し上げます。

7の福祉給付金支給事業でございますが、これに関しても県事業で内容は一緒でございます。しかしながら、点線の下を見ていただきますと、一宮市と木曾川町においては、独自の市あるいは町の施策を付加して行っております。内容の説明はちょっと省略させていただきますけれども、やはりこれについても、一宮市が入院の方までケアしているといったことで、一宮市の事業の方が手厚いといったことをもちまして、調整方針、一宮市の事業に合わせるとさせていただきます。

次に、6ページでございますが、老人保健医療給付事業でございます。これは国の事業でございますが、75歳以上の方、あるいは65歳でそれぞれ条件を満たす方に対して助成をしていこうといった内容でございます。2市1町同じのため、現行のとおりとさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

ありがとうございました。

ここで1時間経ちましたが、まだ盛りだくさん、残っているようですけど、休憩はどうしましょうか。

努めて早く5分、概ね5分ぐらいと、お集まりいただきましたらすぐ開会をします。それでは、休憩させていただきます。

午後4時16分 休憩

午後4時21分 再開

浅田 清喜委員長

時間になりましたので、休憩を閉じまして会議を開きます。

ただいまその他の福祉事業につきまして説明がございました。ご質問等がございましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

青木 隆子委員

すみません、1番の民生委員児童委員のところなのですが、一宮市の事業に合わせるということで、その中の4番の専門部会なのですが、このまた 番の地域部会というのはどういう部会なのか、ちょっとお尋ねしたいです。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

岩下 道彦一宮市市民福祉部次長

一宮市役所の市民福祉部次長の岩下でございます。よろしくお願いたします。

地域専門部会といいますのは、いろいろと幅広いことございまして、例えば、災害の補助についてですとか、いろんなことを研究していただくというようなことで、地域専門部会、地域に密着した問題を勉強していこうと、こういうような会議でございます。

浅田 清喜委員長

ようございますか。

青木 隆子委員

すみません、私はこの主任児童委員なものですから、ちょっとお尋ねしたいのですが、尾西市の場合は専門部会が3つに分かれていて、1期が3年なものですから、今は1年ずつ勉強をして、3年間ですべての部会を終了ということなのですが、一宮市の方は、その4つの部会に皆さんが分かれる、主任児童委員は別ですが、あと3つに分けるというのは、尾西市のように、1年ずつで異動するというような形をとっていらっしゃるのか、どういう形なのでしょう。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

岩下 道彦一宮市市民福祉部次長

お答えいたします。私ども連区で16連区ございます。従いまして、地区民協が16あると理解していただきたいと思っております。それで、各地区2名ずつが選任されまして出てきますので、今、委員さんが申されたように、1年間で1カ所ずつというようなタイプにはなっておりません。従いまして、1年ごとの任期ですので、各連区で1年終了したら、次の1年は他の専門委員さんを選出していただくと、このような形になっております。

青木 隆子委員

すみません、これは各地区2名というのは、そこから2名ずつが出て、この部会が成り立っているということですか。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

岩下 道彦一宮市市民福祉部次長

そのとおりでございます。

青木 隆子委員

尾西市の場合は全員がどこかに所属しているのですが、そうなると、代表の方だけが出て話し合いをされて、それを各地区に持って帰られてという形になっていきますか。

岩下 道彦一宮市市民福祉部次長

はい、そのとおりでございます。

浅田 清喜委員長

人数が多過ぎてやるところがないわけですよ、そういうことでしょう。

岩下 道彦一宮市市民福祉部次長

そうです、はい。

浅田 清喜委員長

尾西市みたいにこじんまりしていないものですから、大きい地区なものですから。
ようございますか。

青木 隆子委員

はい。

浅田 清喜委員長

ほかにご意見もないようでありますので、この件につきましてもお持ち帰りいただき、
次回までにお考えをまとめていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、協議事項第14号、協定項目23 - 17、病院事業についてを議題とさせていただきます。

事務局からご説明をお願いします。はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

次第の8ページをお願い申し上げます。

協議厚生第14号、病院事業について、協定項目第23 - 17号でございます。調整方針を読
ませていただきます。

(1) 一宮市、尾西市、木曾川町が設置している病院については、基本的に現行のとおり
新市に引き継ぎ、名称については 市立市民病院、 市立市民病院今伊勢分院、
市立尾西市民病院、 市立木曾川市民病院とする。

(2) 慣行料金については、合併時に統一するものとする。

恐れ入ります。協議附属資料、病院事業をお願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページ、2ページでございます。

それぞれの病院の規模、あるいは標榜科目となっておりますが診察科目、受付時間、診
療時間等々を記載させていただいております。

4ページには、それぞれの病院の職員の数を一覧表にまとめさせていただきました。

5ページにおきましては、現在の患者数、それぞれの科目の患者数を載せさせていただ
いております。

6ページにおきましては、平成14年度の決算の数字でございますが、損益計算書を載せ
させていただいております。病院によっては、かなり経営が現在苦しいといったことがこ
れでお読み取りいただけると考えております。

7ページにおきましては、病院事業の救急医療体制を載せさせていただいております。
一宮市民病院、今伊勢、それから尾西市民病院、それぞれ休日、夜間の体制を一覧にさせ
ていただきました。2の方におきましては診療科目ということで、再掲になりますが、診
療科目を載せさせていただいております。

次に、8ページからでございますが、それぞれの2市1町の慣行料金を一覧にまとめさ
せていただいております。まず、一番上の個室料、特別室の料金でございますが、2市1
町、空白のところもございますので、こういった部屋がないところもございます。これは、
建築年次、あるいは部屋の広さ等で差があるのもやむなしだろうといったことで、現行の

ままとさせていただいております。

次に、分娩介助料、産科入院料等でございますが、尾西市においては分娩はやっておみえにならないですね。それから、木曽川町においては産婦人科はございませんので、一宮市に合わせるといったことになっております。

はねていただきまして、9ページでございます。

一番上に、電気器具の使用料がございます。それぞれ若干の差はございますが、一宮市に合わせるということになっております。

次に、文書料でございますが、これも差があります、といいますが、一宮市が中では高いといったことが見えるかと思いますが、これも調整方針として一宮市に合わせさせていただこうということでございます。これは、同レベルの同規模の病院を持っている自治体、例えば岡崎、春日井、瀬戸の陶生病院、それから常滑市の市民病院等々を見ました。若干の違うところがありますけれども、やはり3,150円といったものが診断書料については多く、これがやはり基準になるかと考えまして、この一宮市に合わせるといった調整とさせていただいております。

次に、付き添いの食料でございますが、これは、やはり2市1町違いまして、尾西市がちょうど中央ということだけではないのですが、尾西市に合わせさせていただこうといったことになっております。ここに普通食と特別食と2段書きになっておりますが、特別食については、今現在もほとんどこれはご利用がないということもありまして、特別食というのは合併時に制度をなくさせていただこうといったことで、尾西市に合わせるとさせていただいております。

次に、10ページの搬送料でございます。これは、病院間を患者さんの搬送をする、そういうことでご理解を賜りたいと思いますが、一宮市と木曽川町が一緒でございます。尾西市ではやっておみえにならないということです。一宮市、木曽川町に合わせるといったことで調整がなされております。

その他、健康診断料は、これも100分の105を乗じて得た額といったことで一宮市に合わせさせていただいております。予防接種料も同様でございます。

それから、11ページでございますが、これも概ね一宮市に合わせるといった表現になっておりますが、真ん中辺に病衣というのがあります。これは、入院される方がパジャマ等、寝巻き等を持っておみえにならない場合に、お貸しする料金でございますが、1日70円という一宮市に合わせるといった調整がなされております。

私からは以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局より病院事業についてご説明がございました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

はい、どうぞ。

吉田 勇吉副委員長

病院事業については、もう現行どおりで私はなお一層の充実を図っていくということで

結構だと思いますけど、現在の医療は行政区域の境界も、垣根もありませんので、昨日も私は揖斐郡のある病院へお見舞いに行ってまいりましたが、どこの患者さんはこちらとか、そういうことは一切ない。そういう点で、私は今現在、一宮市立市民病院がやはりその改築工事して建て替えをしておると。また、それぞれの市町の病院も大変整備に苦労されておると。

私は、むしろ将来、高度医療、先端医療を目指すなら、やはり本当に臓器の移植までできるようなすぐれた病院を、2市1町でできることなら整備をしていただけるといいなと、そんな希望を持っております。医療の進歩のおかげで世界の長寿国家に日本はなってきたと。なお、ここでやっぱり努力だけは続けていただきたいなと。

それで、私は市民病院の1日の外来患者が1,600人から1,700人、ドクターの声を聞きますと、せいぜい1,000人から1,100人までぐらいなら、時間的にゆっくりゆったりとした診察もできるのではないかと。そういう中でも、お断りするわけにはいきませんので、1,600から1,700人の患者さんを診ているという状況でありますので、できることなら将来合併を機に、もしそういった予算が認められるものなら、やっぱり医療設備の整備は不可欠ではないかと、そんなことを考えておりますけど、まだ決まったわけではありませんので、その方向へ向かっておりますので、私は医療の整備は期待をしております。

以上でございます。

浅田 清喜委員長

ほかにありますか。

はい、どうぞ。

青木 隆子委員

私の家は尾西市の市民病院から5分なのですけれども、尾西市が悪いとかそういうことではないのですけれども、ちょっと気になることがあると、どうしても一宮市の市民病院まで行きます、一宮市へ尾西市からもかなり行っていると思います。

吉田 勇吉副委員長

一遍業務課長に聞いてみてよ。それで、内訳や他都市との、一宮市との関係で、一遍聞いてもらうといいですが。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

酒井 武一宮市市民病院業務課長

失礼します。市民病院の業務課、酒井でございます。

今、先生からお話伺ったわけでございますけども、今資料は持ってきておりませんが、尾西の市の方から、かなり来ていただいております。それは間違いのないことでございます。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

青木 隆子委員

尾西市の市民病院も今新しくしていますけれども、尾西市は尾西市でも充実すれば、み

んな、少しでも近いところへ行くのですけれども、設備はだんだん充実されていっても、一宮市民病院の小児科のこの先生はとか、脳外科のこの先生はとかという先生を目指していらっしゃる方もかなり多いのですよね。そういう先生方というのは、合併した場合、こちらに来てくださるといことはないということですか。でも、すごく期待するところなのですけど。

堀田 隆司病院分科会長

一宮市民病院管理課の堀田と申しますが、そういった形で、合併が相整ったといった場合につきましては、それぞれまた連携しながら、ドクターにつきましても、今現在病院から分院の方に週4日、整形の先生でありますとか、小児科の先生でありますとか、いろいろな先生が参っております。同じような合併後の病院という形になりますれば、当然派遣といえますか、そういう形はとりたいと思っています。

青木 隆子委員

小さい子供さんを持ったお母さんは、やはりすぐ通えるところがいいですし、クーハンというかごがありますよね、赤ちゃんを入れるかごです。あのかごに入れて、長い時間車で揺られて、待ち時間は長くてというのが、少しでも解消していただける方向がありがたいなと思います。

浅田 清喜委員長

今、副委員長が言われましたように、本当これ医療は、脳外科は一宮市の市民病院、心臓は県立尾張病院というきちっと仕分けていく時期が来るというのは前もって思っていました。今71歳以上、尾西市の使われる医療費が45億円、国民健康保険が48億円、尾西市民病院が赤字だということは、一宮市にどんどん尾西市の人が行っていて、そういうとり方を私は常にしておりますので、今、一宮市民病院の言われた、合併をしたら本当にこういうことも含めて、地域医療を充実していかれますように、私からもお願いをしておきます。

ほかにご意見もないようでありますので、お持ち帰りいただき、次回までにお考えをおまとめいただきたいと思っております。

続きまして、協議事項第15号、協定項目15、使用料、手数料等の取扱いについてを議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。どうぞ。

伊神 正文事務局課長

次第の9ページをお願い申し上げます。

協議厚生第15号、使用料、手数料等の取扱いについて、協定項目第15号。調整方針を読ませていただきます。

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

(2) 手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一するというところでございます。

なお、この使用料、手数料等の取扱いについては、今般この11月の小委員会、すべての

小委員会にかけさせていただいておりますので、調整方針の内容は同一でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、協議附属資料の方をお願ひ申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。

保育園、児童館等となっております。見ていただいたとおり、木曾川町においてのみ保育園、児童館の遊戯室、あるいは集会室をお使いいただくときに有料になっておりますが、合併時に一宮市、尾西市の制度に合わせるとさせていただいておりますとおり、無料とさせていただきます。

それと、一宮市に思いやり会館といった施設がございます。これについての会議室の使用料を掲示させていただきました。現行のとおりとするといったことで、従前どおりお使いいただくといったことでございます。

次に、2ページでございます。

数々の証明の手数料でございます。2市1町同じであるため、現行のとおりとするといったものが多いのでございますが、中ほどに、合併時に木曾川町の制度に合わせるといったものがございます。これは印鑑登録証の再交付の手数料でございます。一宮市、尾西市は無料となっておりますが、木曾川町のみ200円を徴収しておみえになります。これは、最初の交付のときは無料ですので、なくされて再交付のときのみの手数料でございます。これは、本人の責任といったことで200円を頂戴する方がいいたろうといったことで、木曾川町の制度に合わせるとさせていただいております。

その下の戸籍廃棄済み証明というのがございますが、これはほとんどご利用がない50年間のその戸籍の廃止の証明をするといったものであるようでございますが、ほとんどご利用がありません。無料とさせていただいております。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま使用料、手数料等の取り扱いにつきましてご説明がございました。ご意見等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

これは現行のとおりということでございますから、ほかにご質疑もないようでありますので、お持ち帰りをいただき、次回までにお考え方をおまとめいただきたいと思います。

続きまして、協議事項第16号、協定項目17、補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。次第の10ページをお願ひ申し上げます。

協議厚生第16号、補助金、交付金等の取扱いについて、協定項目第17号。調整方針、読ませていただきます。

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。

(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。

(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。

(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。

この補助金、交付金等についても、今回、11月の開催の小委員会、すべての小委員会に同様に掲げさせていただいておりますので、こちらの方もあわせてお願い申し上げます。

恐れ入りますが、協議附属資料、補助金、交付金等の取扱いをお願い申し上げます。

この中で、3ページから6ページに、それぞれ個々の細かい補助金、交付金の一覧をつけさせていただいております。今回その中から、もう従前にお諮りしたものの中にはもちろんございますが、その中から、より重要で、住民の方に直結するであろうといったものを特記してご説明したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1ページでございますが、社会福祉協議会補助金でございます。これについては、2市1町とも社会福祉協議会というのはございまして、それぞれ独自の事業を展開しているところであります。補助金額もそれぞれ市町、額は違ってございますが出ております。これは従前、青木委員さんの方から、社会福祉協議会も合併することになるのであろうから、その協議内容を逐次報告をお願いしたいといったご意見がございました。まだ11月上旬に1回開催したのみで、その後はなかなかまだ細かいすり合わせまで入っていないようでございますが、これにつきましては、随時協議が整い次第、こちらの方に報告してまいりたいということ再度ご報告させていただきます。

そのように、社会福祉協議会も2市1町独自、協議会の方で今合併の話を進めております。この補助金についても、合併時に各市の現行事業を新しい事業に統合するとなっておりますが、2市1町で、これは法律で合併しなければなりませんので、一つの社会福祉協議会として、新市において新しい組織が立ち上がるといったことでございますので、その成り行きをちょっと見守ってまいりたいということでございます。協議中でございますので、新しい協議会が立ち上がってから、補助金等もまた交付してまいりたいということでございます。

次に、2のシルバー人材センター補助金でございます。これも同じでございまして、2市1町それぞれシルバー人材センターで活動をおやりになっておみえになります。合併後速やかに統合に向け調整するとされておりますけれども、これも合併後、合併時と同時かわかりませんが、人材センター同士の合併も今進んでおりますので、合併協議も進んでおりますので、これも推移を見守ってまいりたいと考えております。

ただ、補助金については一宮市の事業に合わせるということで書かれておりますけれども、一宮市のみが単年度の歳入と歳出の差を補助しているといった形態をとっております。尾西市、木曽川町においては定額補助となっております。この補助制度については一宮市の制度に合わせていきたいといったことでございます。

次に、3の私立幼稚園就園奨励費補助金でございます。所得状況に応じた保護者の経済

的負担の軽減と、公、私立幼稚園間の格差是正を目的に保育料を軽減するといった制度で
ございますが、2市1町同じでございます。現行のとおりとさせていただいております。

次に、4の私立幼稚園給食費補助金でございます。これは、ご覧のとおり一宮市のみが
実施している事業でございます。要件は3つほどございますが、この要件を満たした幼
児さんについて、年間2,000円の給食費の補助が出ております。これは一宮市しかござい
ません。尾西市が私立幼稚園は3園あるようですが、木曾川町が2園、この5園に合併後
は広めてまいりたいといったことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局より補助金、交付金等の取扱いについてのご説明がございました。ご意
見、ご質問がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、お持ち帰りの上、次回までにお考えをおまとめいただきたい
と思います。

続きまして、次第3、その他に入ります。

事務局より説明を求めます。

森 輝義事務局長

それでは、次第、最後の11ページ資料11をご覧いただきたいと思います。その他につき
まして、ご説明申し上げます。

次回「第5回厚生小委員会」は、平成15年12月18日木曜日午後3時から、この場所から
変更いたしまして、一宮地場産業ファッションデザインセンター2階の第1会議室で予定
しております。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしく申し上げます。

その他につきましては以上でございます。

浅田 清喜委員長

事務局、どうぞ。

祖父江 正志木曾川町民生部住民課長

木曾川町の住民課祖父江ですが、宿題ということで、協議厚生第11号、国民健康保険事
業の取扱いの中で、木曾川町の滞納繰越額はどうかというようなお尋ねをされた。ちょ
っと調べがつかまりましたので、10月末について、滞繰額2億5,674万円ほどということでお
願いしたいと思いますが。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

棚橋 潔一宮市市民福祉部保険年金課長

一宮市の保険年金課の棚橋でございます。

先ほど一宮市の国民健康保険税の滞納額ということで、38億円ほどご報告申し上げまし
たのですが、年度の記憶違いで、精査いたしました結果、平成14年度末で40億9,000
万円ほどでございましたので、訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いをい
たします。

浅田 清喜委員長

それでは、今報告がありましたように、よろしく願いいたします。

本当に長時間にわたりまして熱心にご討議をいただきましてありがとうございました。
本日予定をいたしております議題は以上でございます。

これをもちまして閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。

午後 4 時 5 0 分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 6 日

会議録署名委員 浅 田 清 喜 (自 署)